

《資料》

農商務統計における工業生産の把握

神 立 春 樹

はじめに

一般に、近・現代史研究においては、統計が最も包括的な、そして基礎的な資料であるが、わが国の場合、統計は官庁統計として急速に整備され、発達してきたのであって、したがって、日本近・現代史研究においては、この官庁統計が依拠すべき最も重要な資料となっているのである。わが国における統計の発達については、いうまでもなく、すでに検討されてきている⁽¹⁾、また、日本近・現代史研究をすすめるにあたって、この官庁統計の資料としての重要性やわが国官庁統計の推移や特徴点、資料としての利用上の留意点などについても、歴史学、経済史学の入門書、手引書においてすでに検討されてきているが、⁽²⁾本稿は、わが国における近代工業の発展過程を検討するにあたって、この工業生産の主務官庁であった農商務省においては、工業の統計的把握がどのように行なわれてきたか、その統計規程と、それによって把握されたものの『農商務統計表』への記載はどのように行なわれてきたかを整理しようというものである。農商務省は明治14年に設置され、大正14年に廃止されるが、この44年間は日本資本主義にとっては、その原蓄期から産業資本の確立期、さらには、独占資本への移行期という、めまぐるしい発展をみせた時期であった。この間の急激な発展を農商務省はどのように把握しようとしてきたか、そしてそれは『農商務統計表』にいかに表示され、今日利用可能なものとして残されているか、このようなことを概観していきたい。

1. 統計規程における工業生産

明治14年に農商務省が設置され、同16年12月に「農商務通信規則」が制定されて工業生産の把握が行なわれるにいたる以前にも、政府による全国的物産把握の努力がなされてきたことはいうまでもない。明治3年民部省「府県物産表」は「山川海陸ノ物産並ニ人工ニ

係ル」生産数量を府県単位で把握せんとしたものであり、明治5年大蔵省「物産表」は郡別に生産数量を把握せんとしたものであるが、明治7年の内務省布達甲第18号「物産調査」は府県別に生産物品の多寡・元価を記載するもので、価額の把握を行なっていることにより、物産構成等について多様な加工・利用を可能とするものとなっている⁽³⁾。しかもこの明治7年の「物産調査」には、明治10年の「農産表」では除外されている工産物を含めたものであり、わが国明治初期の物産把握のうえで重要なものである。

明治14年7月に農商務省が設置された後、同16年12月に農商務省達第21号「農商務通信規則」が定められ、それにしがった「工業通信事項」によって工業生産の把握が行なわれていく。以後この規定はしばしば改訂されていくが、農林大臣官房統計課『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』（昭和7年 農林統計協会）によって、順次その要点を記していこう。

(1) 明治16年農商務省達第21号「農商務通信規則」の「工業通信事項」一同書は、主務局より各府県に通牒した通信事項及び附録様式は発見されないで、この「農商務通信規則」によって佐賀県が定めた「工業通信事項及附録様式」を記載して、その内容を示している。この佐賀県の「工業通信事項及附録様式」（明治17年佐賀県乙第90号達）の要点はつぎのとおりである。

工業通信事項第一項工場は、職工10人以上を使役する工場は、附録様式にしたがい一年分を毎年調査して報告することとしている。蒸気機関を使用する工場、水車を使用する工場、蒸気機関・水車等を使用しない工場にわけて、工場名称、工業種類、資金(固定・運用)、準備金、機関(数・馬力)、重なる機械(名称・数)、役員(男女)、職工(男女、満15歳以下)、就業日時(1年間日数・1日間時数)、役員給料(男女1月あたり)、職工賃金(男女・満15歳以下1日あたり)、石炭、薪、原料価、雑費、製造品(数量・価額)を記載する(以上は蒸気機関使用工場の場合)。

工業通信事項第二項品目は下記品目の生産高(数量・価額)を調査し報告することとしている。その品目は、糸(生糸を除く)、織物、編物、莫大小、畳表、紙類、金属器、金玉器、陶器、磁器、瓦類、七宝器、漆器、角甲牙器、醸造物、油類、化学上製品、製革及革具、缶詰、機械、船舶、車、活字版類、其他著名の工産物。これらのうち、製糸、織物業については、製糸専業・織物専業、製糸織物兼業、他業より製糸織物業を兼ねる者、それぞれの製造家数、人員(男工・女工)を、織物についてはこのほかに機数を記し、金

属器については踏鞴数・吹子数を、陶器、磁器、瓦類、七宝器については窯数を把握し、金玉器、漆器、醸造物、油類、化学上製品、製革及革具については製造家数を把握することとしている。

第三項職工賃銀、第四項職工人員はそれぞれの様式によって、職工（実は職人）の賃金・人数を把握せんとするものとなっている。これに第五項工業景況、第六項工夫負傷及機械毀損、第七項通信規則第八條各項中工事ニ関スルモノ、がつづいている。

以上のごとくであるが、工業生産把握は第二項の「製作及製造品目表」と第一項の「工場表」によって行なわれているのであって、この二つの系統の統計把握が以後踏襲されていくのである。なお、製糸、製茶、製糖は農業通信事項に属する。

(2) 明治19年農商務省令第1号「農商務通信事項様式」一同書は総務局統計課より各府県に送付することになっている「農商務通信事項様式別冊之通相定ム」でいうところの別冊が発見されないとし、兵庫県がそれに倣って定めた「農商務通信手続・通信事項」（明治19年兵庫県乙第137号達）を掲載している。その要点はつぎのとおりである。

概況報告部のなかの工業概況で特定の物と場所について報告せしめるほかに、統計部中の工業部において、製作及製造品表、工場表、工場ノ製品及代価表、農工及諸雇賃銭表を作製することになっている。

製作及製造品表は、下記品目について、地名別、製出高・価額、製造家を把握している（陶器・磁器については窯数も）。

織物、畳表、紙類、油類、陶器、磁器、製革。

工場表は、工場ごとに、種類（製造品名）、場名（工場名）、地名、機関運転力の種類、職工延人員、資本金、経費金、収入金、製出高・代価を調査し、工場ノ製品及代価表における各工場ごとの製出高、代価の把握とあいまって、工場把握は詳細なものとなっている。工場の規定はないが、明治16年の「農商務通信規則」におけるそれを踏襲しているものと思われ、職工10人以上であろう。

この様式には会社部に工業諸会社及諸製造所表があり、一個人の資本によるものも含めて、職工・雇人10人以上のものについて、名称、営業種別、所在地名、創業年月、支店数、資本金、株主人員、役員、職工・雇人、蒸気機関・水車（数・馬力）、営業収入金、営業支出金、について把握する。

なお、製糸、製茶、製糖は農業部に属し、製糸、製茶は製造戸数を記載する。

(3) 明治22年農商務省訓令第26号「農商務通信事項様式改正」一先の様式中概況報告部を廃し統計部を別冊のごとく改訂したという別冊として、同書はこの訓令にもとづいて兵庫県が制定したものを掲載している。

農工商通信事項中の工業において各種工産物の産額概算表があるが、この兵庫県の定めた農工商通信事項中の工業では、下記の工産物について把握することとなっている。

織物、綿糸、陶磁器、西洋紙、摺附木、製糸、畳表・真蔴類、麦桿紐及諸細工、有馬竹細工、明石玉、三木算盤、凍豆腐、凍菟蒢、姫路革細工、同足袋、浜坂針、松原針、有馬筆。

農工商通信事項中の諸会社及諸製造所に工業会社及製造所表があり、資本金1000円以上の会社、組合、個人の工場について、名称、営業種別、所在地、創業年月、資本金、同払込高、一株金高、株主人員、職工人員、蒸気機関（数・馬力）・水車（数・馬力）を把握することになっている。

なお、生糸、製茶、製糖は農業に所属しているが、いずれも産額のみである。

この明治22年の改正において特徴的なことは、各種工産物の把握が生産高（数量・価額）のみになっていることと、工場が資本金1000円以上のこととなっていることであろう。前者についていえば、従来製造家数が多く把握され、生産手段や従事者数をも場合によっては把握していたことと対比するとその生産状況をとらえるうえで大きく後退しているといえるのであり、後者については、職工数によって工場としている前後の把握との間に連続性をもたせ得ないものとなっている。この明治22年から、統計様式が改訂される明治27年にいたる期間は工業生産の把握がことのほか容易でないものとなっている。

(4) 明治27年農商務省訓令第14号「農商務統計様式」

工業は其二工部（製造及工業）で取扱われているが、各種工業調査に製造戸数、製造器具・機械が加わる。調査品目は下記のとおりである。

織物、陶磁器、漆器、青銅器・銅器、摺附木、和紙、畳表・真蔴類、菜種油及生蠶。ほかに茶、砂糖、漆液があり、製糸とともに其一農部に属している。

製造戸数のほかに製造器具・機械が記されているのは、織物一機数、陶磁器一窯数、砂糖一搾車数にとどまっている。なお、織物、陶磁器、青銅器・銅器、摺附木には職工数を把握することになっている。

其三商部における会社・工場調査は一会社ごとの会社票、一工場ごとの工場票となる。工場票は職工10人以上の工場について、工場名称、製造品種、工場所在地名、持主名、創

業年月、職工人員(男・女)、原動力(蒸気力・電気力・水力の機関数・公称馬力)を調査する。工場調査が工場票を基礎として行なわれるようになった。

(5) 明治32年農商務省訓令第34号「農商務統計様式改正」

綿糸紡績、織物、畳表・苘蔭及莞蔭、陶磁器、工産物雑類(油類、生蠟、晒蠟、製藍、樟腦油、薄荷油、薄荷腦、摺附木、和紙、革類、麦稈真田、青銅器・銅器)。

上記について、製造戸数、価額を把握するが、織物は機数(器機械・手織機)、職工(男女)、陶磁器は窯数、職工(男女)、工産物雑類は職工(男女)を記すことになっている。この年に規程上はじめてでてくる綿糸紡績については、各紡績所ごとに、払込資本金、1日平均運転ノ錘数(堅針・斜針)、管糸出来高(堅針・斜針)、平均1日使用実馬力(蒸気・水車)、営業日数、1日平均就業時間、石炭消費高、職工(男女)、職工賃銭(男女)、首要製糸番手数、同1梱(48貫目)平均実額、繰綿需要高、落綿出来高、屑糸出来高、という多項目の記入を行なうことになっている。ほかに蚕糸、茶、砂糖があるが、明治27年のそれと同じである。

個別工場ごとの工場票は、明治27年のそれにいくつかの項目が加わったものとなっている。1箇年間就業日数、1日就業時間が加わり、職工人員が職工及徒弟人員となったうえに、それぞれの男女ごとに14歳以上と14歳未満に区分して把握することになっている。職工1日の賃銭欄が加わり、さらに職工徒弟のほかに日傭人夫(男女)を調査することとなっている。明治27年の工場票はいっそう詳細となっている。

(6) 明治37年農商務省訓令第11号「農商務統計様式改正」

綿糸・絹糸・麻糸紡績、織物、莫大小、陶器、煉瓦及瓦、漆器、畳表・苘蔭及莞蔭、工業用薬品、漆液、油類、木蠟、製藍、薄荷、石鹼、和紙、西洋紙、機械製麦粉、寒天、缶詰、燐寸、製革、人造肥料、麦稈及経木真田、時計、玻璃製品、刷子、鉚、工産物雑類(セメント、七宝、玻璃鏡、洋傘骨、フェルト帽子、燐寸軸木、紙製ナブキン、壁紙、絹製手巾、綿製手巾、竹製品、扇子及団扇、屏風、絹製品)。

上記について、漆液を除いて、数量、価額、製造戸数、職工数(男女)を把握する。ほかに織物は機数、陶磁器は窯数、寒天は釜数を記し、機械製麦粉は原料使用高を調査する。西洋紙は紡績と同様に個別工場ごとに多項目の記入を行なうことになっている(放下資本金、原動力、機関数、平均1日使用実馬力数、1箇年就業日数、1日就業時間、原料、石炭消費高、職工、製造高)。なお、蚕糸類は製糸戸数を10人繰未満、10人繰以上50人繰未満、

50人繰以上100人繰未満、100人繰以上にわけ、器械、座繰、玉糸について把握するようになってい

以上のごとくに、この年の改正においては、調査工業種目が著しく多くなっているとともに、生産高のほかに製造戸数、職工数（男女）をほぼすべての種目について把握している、生産条件の把握がある程度なされてきているところに大きな特徴がある。蚕糸類において製糸戸数を規模別に把握せんとするのがそのあらわれであるが、織物業においてはその著例をみることができる。織物業は、まず絹・綿・麻織物、毛織物、綴通等の3つに区分され、製造戸数を工場、家内工業、織元、賃織業にわけて生産形態別把握を行なっている。織機は力織機と手織機にわけられ、各形態別所有数を記すことになっている。職工も同様である。これに加えて、特定の織物について指定の府県について調査する織物指定特別調査がはじまっている。その織物とは、輸出羽二重、機械織広巾白綿布類(天竺金巾等)、綿フランネル、綿手布、タラル、綿縮、勾配海気、機械織絹綿縹子、機械織綿帆布、機械織麻帆布、リボン、フランネル、モスリン、毛布、羅紗其他毛織物である。これらの織物について指定の府県（例えば輸出羽二重については群馬・福島・福井・石川・富山、機械織広巾白綿布類については、東京・京都・大阪・三重・岡山・和歌山）における生産状況を先にみた織物業全体と同じ要領で把握せんとするものである。主要織物の主産地（府県）での生産条件等の把握が大きく可能となるものとなっている。この織物指定特別調査が加わり、織物業に関する把握は詳細となっている。

この織物指定特別調査のほかに、染物指定特別調査、精製糖指定特別調査がある。前者は特定の染物につき指定の府県について調査するものであるが、染物戸数、染工、数量・価額を調査事項とするなかで、染物戸数を工場と家内工業とにわけ、賃染と否とを問わず、染工10人以上、それ未満としているところに、織物業の区分とは異なったものとなっている。後者は各製造場ごとに放下資本金、職工（男女）、職工1人1日ノ賃銭、原料使用高(臺灣産、外国産)、出来高が記入事項となっている。

工場票は原動機欄の原動機種類が汽機、瓦斯発動機、石油発動機、西洋形水車（タービン式水車・ペルトン式水車）、日本形水車、発電機、電動機、其他、というように多様化している。

総じていえば、この改正された様式においては、調査工業種目が著しく多くなり、ほぼそのすべてについて生産数量・価額のみでなく、製造戸数、職工数を把握するものとなっ

ていて、工業生産の統計的把握はようやくそのかたちをととのえてきたといえるであろう。しかも製糸業・織物業については規模別あるいは形態別把握を行なうこととなっていて、生産形態の差異に着目したものとなってきているのである。

(7) 明治41年農商務省訓令第33号「農商務統計様式改正」

工業種類別生産把握においては、澱粉が加えられた。

工場票はあらたに製造高（数量・価額）記入欄が加わり、工場票としてのかたちがととのった。

(8) 明治42年農商務省令第59号「工場統計報告規則」

直接作業に従事する者1日平均5人以上の工場についての調査がはじまる。調査事項は下記のごとくであり、5年ごとに行なわれることになっている。

名称、所在地、工場主、創業年月、主要製品、年間就業日数、1日就業時間、休憩時間、技師・技手・工場監督者数、直接作業ニ従事スル者ノ数・男女別年令別、職工1日賃金、労働入夫、原動機種類・機関数・馬力数、石炭消費高、製品種類別製造高（数量・価額）。

これは従来の農商務統計様式中の工場調査を発展・分離せしめたものといえるが、ここに工場生産額という範囲内ではあるがすべての種類の工業生産額が把握されることになったといえるのである。

以後、この「工場統計報告規則」は、大正8年農商務省令第38号での一部改正を経て、大正9年農商務省令第43号で5年ごとを毎年に改められ、この調査結果をとりまとめた『工場統計表』は、明治42年度、大正3年度、大正8年度という5年ごとのあとは大正9年度以後毎年度のものが公刊されるようになった。大正12年農商務省令臨第15号で、1日平均5人以上という従来の規定が常時5人以上使用する工場に改められている。

(9) 大正3年農商務省訓令第13号「農商務統計様式改正」

明治41年農商務省訓令第33号と同じ種目について同様の調査を行なうが、織物業については、職工10人以上ノモノ、10人未満ノモノ、織元、賃織、となる。なお、製糸業は製造戸数を釜数規模によって区分し（10釜未満、10釜以上50釜未満、50釜以上100釜未満、100釜以上）、繰糸釜数の合計を把握することとなっている。

(10) 大正10年農商務省令第19号「農商務統計報告規則」

紡績が除外され、撚糸などいくつか加わる。織物業は綿織物、絹及絹綿交織物、麻及其の交織物、毛及其の交織物、特殊織物の5つにわけられ、それぞれについて、織機台数

による規模把握を行なっている。すなわち、綿織物、毛及其の交織物、特殊織物は10台未満、10台以上50台未満、50台以上、そのほかの織物は5台未満、5台以上10台未満、10台以上50台未満、50台以上である。織物指定特別調査では50台以上を50台以上100台未満、100台以上にわけた詳細なものとなっている。機台数は力織機、手織機となっているが、前者はさらに広巾と小巾にわけられている。蚕糸業については器械糸、座繰糸、玉糸にわけ、製糸戸数を10釜未満、10釜以上50釜未満、50釜以上100釜未満、100釜以上300釜未満、300釜以上500釜未満、500釜以上700釜未満、700釜以上1000釜未満、1000釜以上という詳細な規模別把握となっている。

工場票はなくなっている。

なお、これと同時に農商務省訓令第8号で、「農商務統計報告規程」「農商務統計様式」とは廃止となっている。

かくするうちに、大正14年3月に農商務省は廃止され、農林、商工省官制が定められる。そして同年10月に「商工省統計報告規則」が制定されるに及び、工業生産の把握はこれに従ってなされていく。以後、昭和4年商工省令第17号「工場調査規則」、昭和14年商工省令第49号「工業調査規則」、昭和21年商工省令第3号「工業調査規則」、昭和25年通産省令第99号「工業センサス規則」、昭和26年通産省令第81号「工業統計調査規則」等によって把握されていくのである。⁽⁴⁾

2. 『農商務統計表』における工業生産の表示

以上、農商務省の統計規程における工業生産の把握とその推移をみてきた。しかしそれはあくまでも規程上のことであって、そのような規程にしたがって把握されたものが、『農商務統計表』にどのように表示されているかが問題である。そこでこの『農商務統計表』における工業生産の表示をみていきたい。

(1) 『第1次』農商務統計表』より『第10次農商務統計表』まで

明治16年の「農商務通信規則」にもとづく工業生産の把握を記載する第1次の『農商務統計表』における工業生産の表示はつぎのとおりである。

工業通信事項第二項にあたるものとしては、製糸織物業、畳表製造、紙類製造、製革及

革具である。先にみた佐賀県の工業通信事項第二項であげられていたものと比較してその種目は著しく少なく、全国的に把握される工業種目はきわめて少ないということになっている。製糸織物業は専業兼業別に製造家数、男女数を示すが、生産高は織物について記載されている。その他はいずれも生産高を生産数量または生産額で示すが、漆器製造と製革及革具は製造家数を、陶磁器製造は窯数をあわせ把握している。この他、農業部に属する生糸は生産高を記すのみである。

工業通信事項第一項の工場は、蒸気機関ヲ用フル工場、水車ヲ用フル工場、蒸気機関及水車等ヲ用ヒザル工場、にわけて、個別工場ごとの工場名、工業種類、役員（男女）、職工（男女及び満15歳以下男女）、就業日時（1年間日数、1日時間数）を記している。この年の職工10人以上の工場をすべて把握しているものといえる。以上はいずれも明治17年分である。

この『第1次農商務統計表』における表示にはじまる各次の表示を以下にみていこう。第1表は第1次から第10次までの統計表における表示を整理したものである。

第2次（明治18年度分）における表示は第1次のそれと基本的に同一であるが、いくつかの項目があらたに加わっている。まず綿糸紡績所で、各紡績所ごとの錘数、管糸出来高、繰綿需要高、落綿、屑糸、販売地方相場が記載されているが、これは明治19年度分である。またこの第2次より農商務省所属工場の項目があり、富岡製糸場、千住製絨所、新町紡績所、愛知紡績所について、創業年月、原動機、製造器具、役員、職工、就業時間、役員給料、職工給料、石炭、薪（以上明治18年度）、興業費、原品買上代、諸給料、営業費、製造物価額（以上明治17年度）を記載している。

第3次は明治19年の「農商務通信事項様式」による明治19年度分を中心とするが、製作及製造品表としては織物を記載するのみで、他はまったくみられない。ただし工場表は個別工場ごとに製品代価を記載していて、各工場ごとの生産額がきらかとなる。これ以後も個別工場ごとの記載はあるが、生産額を記載することはなく、各個別工場ごとの生産額を示す唯一の年次である。工業生産額が工場生産額という範囲内ではあるが、ほぼ網羅的に把握し得るのは明治42年の『工場統計表』からであり、それ以前はそのような把握がないなかで、この明治19年は10人以上の工場ではあるが、工場生産額が把握され得る唯一の年次となっていて、わが国工業の発展を検討していくうえで貴重な資料となっているのである。

第1表 『農商務統計表』における記載：その(一) 第1次～第10次

統計表次数 及び主要年度		農 商 務 省 直 轄 工 場	個 別 工 場	種 目 別 工 業 調 査														
				綿糸紡績所	洋紙工場	綿織物	織物	紙類	金器	陶磁器	漆器	油類	製革及革具	マッチ	生糸	製糖	製茶	
第1次	明治17年		●			○	○	○	○	○	○	○	○	○				
第2次	18年	●	●	●		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
第3次	19年	●	●	●		○												○
第4次	20年	●				○	○	○		○		○	○	○				○
第5次	21年	●				○												○
第6次	22年	●	●			○	○		○									○
第7次	23年	●	●			○	○		○									○
第8次	24年	●	●	●		○	○		○									○
第9次	25年			●		○	○	○	○			○	○	○	○			○
第10次	26年	●		●	●	○	○					○	○	○	○			○

- 註 1) ●個別工場ごとの記載、○生産高、●製造家数、一職工数、|生産手段を示す。
 2) 個別工場欄は、第1次～第3次は原動機の使用、不使用にかかわらず全工場、第6次～第8次は原動力を用いないものは除外されている。
 3) 紙類の第6次、第7次は西洋紙、第9次は和紙、西洋紙の合計である。

第4次には、第3次で消えた畳表、紙類、金属器、陶磁器が再び記載されているが、工場、紡績所は消えてしまっている。

第5次は再び織物だけとなるが、工場は蒸気力、水力利用のものに限って個別工場ごとの記載を行なっている。第6次にはじめてマッチがあらわれるが、第10次までは工業種目も少なく、かつかなり年々によって変動があり、連続的な把握は困難である。第5次以後は原動機使用工場に限られるとはいえともかくも個別工場ごとの記載があったが、第9次からは消えてしまう。他方、紡績所は第8次から再び記載され、また西洋紙についても第10次より個別会社ごとの多項目にわたる記載が行なわれるのである。

(2) 『第11次農商務統計表』より『第15次農商務統計表』まで

明治27年の「農商務統計様式」による把握は明治27年度分よりなされるが、それは『第

11次農商務統計表』に表示される。この第11次における種目別生産概況把握は、織物、陶磁器、漆器、青銅器・銅器、和紙、摺附木、畳表及其産類、輸出向莞莖、それに綿糸、西洋紙である。これらのうち、織物は織戸数、機数、職工数（男女）、生産高（数量・価額）を記し、陶磁器も製造戸数、窯数、職工数、製造高の各項目を記している。漆器、青銅器・銅器、摺附木は製造戸数、職工数、生産高を、和紙、畳表及其産類、輸出向莞莖は製造戸数、生産高を記載している。それ以前は多くは生産高のみであったのと比較すると、はるかに詳細になっている。綿糸は各紡績所ごとに、所名、払込資本金、蒸気力水力、1日平均使用実馬力数、石炭（消費高・1万斤平均代価）、1実馬力1時間石炭消費高、職工数（男女）1日平均、男女職工賃金（1日平均）、1日平均運転錘数（縦針・横針）、営業日数、1日平均就業時間、管糸出来高（縦針・横針）、1日1錘平均（縦針・横針）、製糸番手平均（縦針・横針）、繰綿需要高、落綿出来高、屑糸出来高、1梱製糸平均代価、を記載し、また西洋紙は各社ごとの、払込資本金、原動力、機関数、公称馬力数、1年就業日数、1日就業時間、原料（襪褌・稲藁）、石炭、職工人員（男女）、出来高、平均一磅相場、を記載している。それぞれの合計により綿糸紡績糸、西洋紙の合計もあきらかとなっている。農業部に属する製糸戸数を製造所・自宅にわけて記載しており、また生糸生産高を器械取と其他にわけて把握している。ほかに砂糖、菜種油、生蠟があるが、いずれも製造戸数、生産高を記載しているほか、砂糖は搾車数を記している。

工場は年末現在の工場数を府県別あるいは工業種類別に把握しているが、府県別についていえば、蒸気力用ユルモノ、水力用ユルモノ、汽力及水力用ユルモノ、汽力及水力用ヒサル社数、にわけて把握している。

以上が第11次における表示であるが、以後、第15次まではこの第11次と同一となっている（第2表参照）。

(3) 『第16次農商務統計表』より『第21次農商務統計表』まで

明治32年の「農商務統計様式改正」をうけて、『第16次農商務統計表』における記載工業種目は大巾に増大している。それは織物、畳表其産及莞莖、陶磁器、漆器、青銅器・銅器、油類、生蠟及晒蠟、製藍、樟脳油及樟脳、薄荷油及薄荷脳、摺附木、革類、麦桿真田、和紙であって、これらのすべてについて、ただに製造高のみでなく、製造戸数をも記している。織物、陶磁器についてはひきつづき職工数、生産手段（織物は織機を器機械と手織機にわけて記載、陶磁器は窯数を登窯と錦窯にわけて記載）を、漆器、青銅器・銅器と生蠟及晒

第2表 『農商務統計表』における記載：その(二) 第11次～第15次

統計表次数 及び主要年度		工場	種 目 別 工 業 調 査																
			綿糸紡績所	洋紙工場	綿糸	織物	陶器	漆器	青銅器	和紙	西洋紙	マツチ	畳表	輸出向莞莖	生糸	砂糖	茶種	菜油	生蠟
第11次	明治27年	○	●	●	⊕	⊕	⊕	⊖	⊖	⊙	⊕	⊖	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
第12次	28年	○	●	●	⊕	⊕	⊕	⊖	⊖	⊙	⊕	⊖	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
第13次	29年		●	●	⊕	⊕	⊕	⊖	⊖	⊙	⊕	⊖	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
第14次	30年		●	●	⊕	⊕	⊕	⊖	⊖	⊙	⊕	⊖	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
第15次	31年		●	●	⊕	⊕	⊕	⊖	⊖	⊙	⊕	⊖	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙

註 1) ○は、工場の統計記載，その他は第1表と同じ。

蠟以下はすべて職工数をもあわせ表示したものとなっている。農業に属する製糸、製茶、砂糖についてはひきつづき同様の記載があるが、生糸の生産高を器械取、座繰取にわけている。明治32年の「農商務統計様式改正」によってはじめて明記されている綿糸紡績は以前と同様の個別紡績場ごとの記載があり、また西洋紙も各製造所ごとの多項目にわたる記載が以前と同様にある。

以上は第16次における記載であり、明治32年度分である。これから以後第21次までは、この間の第20次に寒天が加わる（ただし生産高のみ）ほかは、工業種目に変化はなく、その表示も同じである（第3表）。この間の記載上にみられるあたらしいことからのひとつは、第17次より綿糸紡績に愛知県綿糸紡績場という項目があり、愛知県についてのみの把握を別個に行なっていることである。

また、この第17次からは、工場欄の記載が詳細となっている。明治33年12月末日現在の工場を、原動機ヲ用ユル工場、原動機ヲ用ヒサル工場、にわけて各府県別工場数を示す工場地方別、あるいは、職工を14歳以上（男女別）、14歳未満（男女別）にわけ、それに徒弟（男女別）を府県別に把握する職工地方別のほかに、工場種類別、職工種類別把握を行なうとともに、それを府県別にみた工場種類地方別、職工種類地方別を記載している。この府県別のものは、各府県ごとに、種類別に原動機ヲ用フル工場、原動機ヲ用ヒサル工場、にわけた工場数の把握、さらには種類別に就業日数、職工・徒弟数、賃金を記載した詳細

第3表 『農商務統計表』における記載：その(三) 第16次～第21次

統計表次数及主要年度		諸官庁直轄工場	工業調査																																												
			綿糸紡績所		洋紙製造所		紡績洋糸		織物		畳表蕨蔎莖		陶磁器		漆器		青銅器・銅器		油類		生蠟・晒蠟		製樟脳油及樟脳		薄荷油及薄荷腦		マッ		革類		麦稗真		和紙		寒天		生糸		製糖								
第16次	明治32年		●	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕							
第17次	33年		○	●	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕					
第18次	34年		○	●	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕				
第19次	35年		○	●	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕			
第20次	36年	●	○	●	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第21次	37年	●	○	●	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

註 1) 表示記号は前表と同じ。

なものとなっている。ただしこの工場種類地方別、職工種類地方別はいずれも第17次から第19次までにのみ記載されているにすぎず、第20次からはみられない。明治33年、34年、35年の3年度分のみあきらかとなる。

さらに、第20次になると、諸官庁直轄工場があり、個別工場ごとの記載があらわれる。それは所轄官庁ごとの工場の名、機関（数・馬力）、職工及徒弟（男女）、労働人夫（男女）、職工1日賃金（男女）、就業日数、石炭消費高、を記している。この諸官庁直轄工場は以後第31次までつづく。

(4) 『第22次農商務統計表』より『第35次農商務統計表』まで

明治37年の「農商務統計様式改正」は工業種目を著しく拡大していたが、『第22次農商務統計表』はそこにあげられたものの明治38年度分を記載している。すなわち、織物、莫大小、陶磁器、煉瓦及瓦、漆器、畳表蕨蔎及輸出向莖蔎、工業用薬品、漆液、油類、木蠟、製藍、薄荷、石鹼、和紙、機械製麦粉、寒天、缶詰、燐寸、革類、人造肥料、麦稗真田及経木真田、時計、玻璃、刷子、釘、各種工産物（手巾、絹製品、竹製品、扇子及団扇、屏風、セメント、洋傘骨、フェルト帽子、燐寸軸木、紙製ナプキン、七宝、玻璃鏡、壁紙）をあげ、それらについて、製造戸数、職工数、生産高（数量・価額）を示し、ほかに織物、陶

磁器、寒天については生産手段（織物は織機、陶磁器は窯数、寒天は釜数）記載し、機械製麦粉は原料使用高を記している。紡績は綿糸紡績、絹糸紡績、麻糸紡績について、個別工場ごとに、放下資本金、原動力実馬力・機関数、営業日数、1日平均就業時間、石炭消費高、1日平均運転錘数、職工、繰綿需要高、綿糸製造高、落綿、屑糸、主要綿糸（番手・1梱平均価格）を示す（以上は綿糸紡績の場合）。西洋紙についても各製造所ごとに、放下資本金、原動力、機関数、平均1日使用実馬力、就業日数、就業時間、原料（楮・木材・稲藁）、石炭消費高、職工、製造高、を記している。また精製糖指定特別調査は各製造場ごとの放下資本金、職工、1人1日賃金、原料使用高（台湾産、外国産）、出来高、を記載している。紡績、西洋紙、精製糖はこれら個別工場の集計欄によって全国産額などを把握し得る。農業に属する蚕糸の製糸戸数は、器械製糸、座繰製糸、玉米、その合計について、それぞれ10人繰未満、10人繰以上50人繰未満、50人繰以上100繰未満、100繰以上に区分して把握しており、この戸数と産額が記載されている。

この第22次からの記載における顕著な特徴は、明治37年の「農商務統計様式改正」をうけて、織物業についての詳細な調査の結果が記載されていることである。すなわち、この規程では、織物業を綿・絹・麻織物、毛織物、段通・由多加織の三つにわけて、それぞれの製造戸数、職工数、織機数（力織機・手織機）、生産高を記載しているが、製造戸数を工場、家内工業、織元、賃織業という四つの形態に区分し、いわば生産形態別把握を行なっているのである。明治38年度分からこのような把握が行なわれ、その結果が記載されている。また、織物指定特別調査の結果も記載されている。いずれにしても織物業については多様な加工・検討が可能となるような詳細な調査の結果が記載されているのである。このほかのあたらしい記載としては、染物指定特別調査があるが、それは規程様式にしたがったものとなっている。

この第22次以後の各次の統計表における記載は第4表にみるようになっていく。第26次に澱粉、杷柳製品、玩具（陶磁器製を除く）が加わり、明治42年度分からの記載が各次にあるが、工業種目には基本的には変動はない。記載上にみられる大きな変化としては、まず、第29次より紡績はそれまでの個別紡績場ごとの記載がなくなり、府県別統計となる。また、第32次より諸官庁直轄工場は個別工場ごとの記載がなくなり、各省ごとの種類別合計の記載となっている。いずれにしても従来個別工場ごとの把握が可能であったものが、この第29次以降（紡績、西洋紙）、あるいは第32次以降（諸官庁直轄工場）、不可能となる

第4表 『農商務統計表』における記載：その(四) 第2次～第40次

統計表次数 及び主要年度	諸官庁直轄工場	工場	種 目 別														
			紡績所	西洋紙製造所	精製糖製造場	紡績	撚糸	織物	莫陶	煉瓦	ガラス	工業薬品	人造肥料	石油類	マ漆	漆液	木蠟
第22次	明治38年	●○	●●●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第23次	39年	●○	●●●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第24次	40年	●○	●●●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第25次	41年	●○	●●●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第26次	42年	●○	●●●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第27次	43年	●○	●●●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第28次	44年	●○	●●●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第29次	大正1年	●○	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第30次	2年	●○	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第31次	3年	●○	●	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第32次	4年	○	○	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第33次	5年	○	○	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第34次	6年	○	○	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第35次	7年	○	○	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第36次	8年	○	○	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第37次	9年	○	○	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第38次	10年			⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第39次	11年			⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕
第40次	12年			⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕

註 1) 表示記号は前表までと同じ。
 2) 紡績所は綿糸紡績所、絹糸紡績所、麻糸紡績所にわかれている。
 3) 第36次より種目が変わっているものがある。畳表・蔦蔦及輸出向莞蔦は畳表、蔦蔦及花蔦、
 4) 各種工産物については、本文参照。

工 業 調 査																						
蠟製	樟薄	和紙	西紙	機械製	寒天	罐詰	砂糖	澱粉	茶類	日本酒類	有味酒精及酒類等	味向表其蘆輸出	麥稈及經木真田	藥品	蠶製	革類	時計	刷計子	杷柳製品	玩具	各種工業物	
○	+	+	+	+	+	+		○				+	+				+	+	+		+	
○	+	+	+	+	+	+		○				+	+				+	+	+		+	
+	+	+	+	+	+	+		○				+	+				+	+	+		+	
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+	+			+	+	+	+	+	+

煉瓦・瓦は煉瓦・瓦・土管，油類は植物油，棉腦は粗製棉腦及棉腦油，革類は製革，刷子は刷子及刷毛となる。

のである。

第22次より製造戸数を工場、家内工業、織元、賃織業、として把握されてきた織物業は第34次より、職工10人以上、同10人未満、織元、賃織業、となっており、また、製糸業の戸数も第22次以来の区分があらためられて、10釜未満、10釜以上50釜未満、50釜以上100釜未満、100釜以上、という区分にしたがったものが表示されているのである。

(5) 『第36次農商務統計表』より『第40次農商務統計表』まで

大正8年度分を表示する『第36次農商務統計表』は工業種目につきのごとき変動があるが、このことのほかは、第35次と同一である。砂糖の府県別生産額が記載されたほか、工業種目としてあらたに記載されているのは、各種工業品中に、銅器青銅器及真鍮器、鉄製鍋釜及鉄瓶類、刃物類、駄珈鉄器、アンチモニー製品、アルミニウム製品、絶縁電線、木製品、護謨製品、皮革製品、ドロンワーク、パテンレース、セルロイド製品、化粧品、骸炭であり、手巾、絹製品、洋傘骨、フェルト帽子、紙製ナプキン、壁紙がなくなっている。総じて金属・化学工業生産がつけ加わってきているとはいえ雑工業的なものである。すでにわが国工業の把握は明治42年からの『工場統計表』においてなされてきており、この『農商務統計表』での把握は、『工場統計表』では容易にとらえられ得ない雑工業的なものが中心となっているように思われる。

第39次には撚糸、蚕網、藁製品、酒類があらたに記載され、各種工業に榎菓製品、棕櫚製品、紙器、傘、洋傘、手巾、足袋、沃度、沃度加里、塩化加里があらたに、あるいは再び加わっているほか、それ以前のドロンワークとパテンレースが合併されたドロンワーク及パテンレースとなっている、などの工業種目にいくらかの変動がある。そのなかで特に著しいことはこの酒類等醸造物の記載であって、清酒、濁酒、白酒、焼酎等の酒類については免許人員、製造家数、製造高を記しているほか、酒精及酒精含有飲料、麦酒、葡萄酒及果実酒、醬酒についても同様の把握があり、味噌については製造家数、職工、生産高が示されている。このように、第39次にいたり、はじめて『農商務統計表』に酒類あるいは醸造物が記載されているのである。

第32次以来、織物業の製造者は、職工10人以上、10人未満、織元、賃織業として形態別に把握されてきたが（それ以前は、工場、家内工業、織元、賃織業）、第39次より織機台数による規模別把握となっている。織機10台未満、10台以上50台未満、50台以上、がそれぞれであるが、絹織物は5台未満、5台以上10台未満、10台以上50台未満、50台以上、となっ

ている。織物指定特別調査では、それを10台未満、10台以上30台未満、30台以上50台未満、50台以上100台未満、100台以上、に区分して、詳細な規模別把握を行なっている。

なお、第38次より工場記載は一切なくなる。『工場統計表』の整備と逐年刊行ということとを反映しているものといえよう。

3. 農商務統計における工業生産の把握

以上において、工業生産についての農商務省の統計規程、ならびにそれによって把握される工業生産の『農商務統計表』における表示について検討してきたが、この農商務統計における工業生産の把握にみられる特徴点を整理しておきたい。

この『農商務統計表』は当初、農商務省直轄工場についての記載を行なっており（第2次より第10次まで）、また後には諸官庁直轄工場についての記載を行なっている（第20次以降、特に第20次から第31次までは個別工場ごとのもの）というように、官営工場についても把握し、記載を行なっているが、基本的には民間産業の発展を把握したものである。

この民間産業を主体とする『農商務統計表』における工業生産の把握は系統を異にする二つの調査によって行なわれている。第一はいくつかの主要な工業生産物についての生産把握であって、各種の工業生産物について、その産額を把握し、それに製造戸数、職工数、生産手段等をもあわせて把握しようとするものである。明治19年の「農商務通信事項様式」において、製作及製造品表という形式で調査されているもので、種目別工業生産調査ともいうべきものである。第二は工場についての把握である。多くの場合職工10人以上の製造所を工場として、この工場について製造品目、職工数、原動機装備状況、さらには生産高をも調査するものである。同じく明治19年の「農商務通信事項様式」では工場表というかたちで調査されているもので、工場調査である。明治42年の「工場統計規則」にもとづき工業種目を問わずに、職工5人以上使用の全工場の調査によって、わが国の工業生産の把握は、職工5人未満の工場・製造所におけるそれを欠くとはいえ、ほぼ網羅的になるが、それまでの間、わが国の工業生産の把握は、以上のともに不十分な、系統を異にする二つの調査によって行なわれているのである。

種目別工業生産把握についていえば、そこでとりあげられているものは、織物業、製糸

業、陶磁器業、漆器製造業、和紙製造業、畳表苳産及び莞蓮業等の伝統的な在来産業である。紡績業、洋紙製造業、製糖業も含まれていて、このような移植工業部門も把握されているとはいえ、それは少数のものに限られ、伝統的な在来産業が中心である。

圧倒的多くの伝統的な在来産業であるといったが、そのなかみをみると、それはほとんどが消費財的なものであって、生産財、あるいは機械器具・金属工業的なものの把握が行なわれていない。当初は金属器製造の項目があり（第1次、第2次）、あるいは青銅器・銅器の項目があるとはいえ（第11次から第21次まで）、『農商務統計表』上には、基本的に欠落している。いうまでもなく、民間産業としての生産財生産部門の発展がきわめて微弱であることを反映しているといえようが、しかしそれにもかかわらず漸次展開しつつある民間機械器具・金属工業の動きは、この種目別工業生産においては、ほとんど把握されていない。それらの把握は、明治42年からの『工場統計表』によってである。

このように、『農商務統計表』は民間の伝統的な在来産業の把握を主として行なったものとなっているが、しかしそこで把握されている種目は必ずしも多くはない。種目数が増大するのは、第16次にある程度みられた後の、第22次以降であり、それまではむしろ少数にとどまっていた。その少数のものとは、先ほどあげた織物業などであるが、それらが当時の主要生産物とみなされて、把握されてきているのである。それらのなかで織物業の把握が最も詳細となっていて、第1次より一貫してとりあげられ、生産高が把握されているほか、製造戸数、職工数さらには生産手段についての把握も最もよく行なわれ、しかも明治38年からは生産形態別把握も行なわれているというように、生産形態の検討も可能となるものとなっているのである。この織物業とともに製糸業についても第1次より把握されているが、製造戸数については第22次より規模別把握を行なっているとはいえ、職工数ならびに生産手段の記載はまったくなく、織物業とは大きく異なっている。この織物業、製糸業のほかでは陶磁器製造業が同様に早くから把握され、生産手段（窯）など比較的多くの項目の記載となっていて、農商務省の関心の強さが反映されている。その他では、畳表苳産及び莞蓮製造業、漆器製造業、和紙製造業等の伝統的な在来産業とともに移植工業であるマッチ製造業がとりあげられているが、輸出産業としての重要性が示されているのである。

以上のごとく、『農商務統計表』においては、伝統的な在来産業の把握がひとつの中心となっているが、酒類等の醸造業は第38次にはじめて表示されるのであって、『農商務統計表』への記載は著しくおそい。酒造業は税制の関係から大蔵省が把握するものとなっ

たことによるのである。種目別工業調査において把握されているものは多くはないが、その重要性が認識されながらその管轄の違いから他の統計によって把握されているものもあり、このことによって『農商務統計表』はその内容がより限定されたものとなっているのである。

工場調査についていえば、第1次から第8次の工場欄は、年次により原動機を使用するものみに限定しているとはいえ、個別工場調査を記載したものであって、これによって工場生産の把握が可能となる（特に明治19年は工場生産額が記載されている）。第9次以降は統計数値のみとなっているが、第17次以降の工場統計は詳細となっていて、工場生産の展開という観点からの工業発展の検討が可能となる。種目別工業調査では、その種目が限定されていきわめて不十分であって、当時の工業生産の全体の把握にはほど遠いが、この工場調査によって検討が可能となるのである。わが国工業生産の把握がほぼ網羅的になるのは『明治42年工場統計表』によってであるが、それに先立つ工場調査によっても、かなりの把握が可能となるであろう。特に第1次から第8次までの個別工場記載は重要であり、また第17次から第19次の工場種類地方別、職工種類地方別は、各府県ごとの工場生産を詳細に記載したものであって、明治42年からの『工場統計表』に先立つ時点における工業生産の把握の大きな手がかりとなる。

このように工場調査によってわが国工業生産の把握は大巾になし得るとはいつても、当時のわが国の在来諸産業はなお零細な家内工業を主体とするものが多く、工場生産としての把握は、多くの場合工業生産の一部分を把握するにとどまる。種目別工業調査でとりあげられる工業種目はこれまでみてきたとおり限られていて多くのものを欠落させたものとなっている。種目別工業調査からは落ち、また工場調査によっても把握され得ないものが少なくないが、当該の時期のわが国工業生産の把握ということからすれば、このようなものも把握されなければならない。そしてこのようなものを把握していくうえでの有力な手がかりを『府県統計書』に求めることができる。『府県統計書』はいずれの府県のものも勸業編、あるいは産業編を備えているが、それは基本的には農商務省の統計規程にもとづくものの、各府県で異なった把握・記載を行なっている。種目別工業調査の種目も各府県は独自の選択を行なっていて、各府県によって異なっている⁽⁵⁾。ある特定の種目がいずれの府県においても設定され、同様に記載されているということはないにしても、その種目の主要産地（府県）においては把握されていることが多い。このような記載のある『府県統計書』

によって、『農商務統計表』の工業生産把握における欠落部分をかなり埋めることができるものと思われる。

〔註〕

- (1) 例えば日本統計研究所編『日本統計発達史』 1960年 東京大学出版会。
- (2) 牛山敬二「官庁統計」（大久保利謙・海老沢有道編『日本史学入門』1965年 広文社、史料編Ⅱの3近代(b)）、加藤幸三郎「官庁統計」（井上幸治・入交好脩編『経済史学入門』1966年 広文社、史料編日本経済史Ⅲ）。
- (3) 明治7年の府県物産表によって当時のわが国の産業・経済の発展を検討したものとしては、山口和雄『明治前期経済の分析』（1956年 東京大学出版会）第1章「明治七年府県物産表」の分析、古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』（1963年 御茶の水書房）第1章第1節「明治七年府県物産表」にあらわれた経済構造の特質、同『産業史Ⅲ』（1966年 山川出版社）第1編第3章明治初年における産業、等がある。
- (4) (1)と同一書参照。
- (5) 各府県が種目別工業調査において、独自にその重要工産物と目されているものを取りあげているであろうことは、本稿であげた明治17年の佐賀県の「工業通信手続及附録様式」、明治19年の兵庫県の「農商務通信手続・通信事項」における工産物種目からみてもあきらかであろう。